

- 環境教育等促進法第7条に基づき定める政府の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。
- 平成30年6月に改定（閣議決定）され、改定後の基本方針では、改定後5年を目途に、基本方針の改定等必要な措置を講じるとされている。
- 令和5年6月から有識者による環境教育等専門家会議（全6回）において議論を行い、改定素案を検討。

環境教育等を取り巻く現状

- 気候変動、生物多様性の損失、環境汚染をはじめとする**地球環境の危機**を踏まえ、**持続可能な社会への変革が急務**
- **新型コロナウイルス感染症拡大**の影響、小中学校での「GIGAスクール構想」により、**ICTの利活用の進展による国内外等の学びの可能性の拡大**
- SDGsの普及も背景とした、「**誰一人取り残さない**」**公正な社会の実現**を目指すことの世界的な認識の高まり
- **社会変革における若者の参画**、**環境教育等に取り組む人材の確保・育成**、**教職員等の負担軽減**、**環境教育の機会均等**の必要性

持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

- ① 切迫する気候変動等の課題に対応するため、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等の**あらゆる主体による自発的な取組**によって、**個人の変容と組織や社会経済システムの変革とを連動**させていくことが重要
- ② **ESD（持続可能な開発のための教育）**の考え方を踏まえ、**環境・経済・社会の統合的向上**と、**組織や地域社会などでの具体的な変革に向けた行動促進**の視点から、これまで重視してきた**体験活動**に加え、**多様な主体同士の対話と協働**、**ICTの活用を通じた学び**を、大人を含めたあらゆる人たちに対して、学校、職場、地域等の様々な機会での推進することが重要
- ③ 地域の実情や課題等に応じた**中間支援機能**を軸とする協働ガバナンスに基づき、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係構築、共通理解といった**協働のプロセス**を、様々な地域において実践し、**持続可能な社会への変革**につなげていくことが重要

公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、**地域循環共生圏**の創造と、人々の**Well-beingにつなげていく**ことが重要

環境教育、協働取組の主な推進策

（※）GEOC：地球環境パートナーシッププラザ、EPO：地方環境パートナーシップオフィス

■ ESD活動支援センター、GEOC、EPO（※）を中心とした**中間支援機能を活用した、環境教育・協働取組の充実、人材の育成**

- ・ 学校内外での対話と協働による学びの推進に向けた、**学校と地域・団体・企業等をつなぐ中間支援機能**の充実による、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立
- ・ 持続可能な地域づくりにつながる**協働のプロセスを通じた協働取組の実践支援**、地域等で**中間支援機能を担う人や組織の発掘・育成等**を通じた協働取組の普及・拡大
- ・ 中間支援組織等を中心とした**ネットワークの拡充と学び合いによる環境教育、協働取組の人材の育成**

■ 「**体験の機会の場**」等を通じた**質の高い環境学習拠点の整備**や幅広い場での**環境教育の推進**

- ・ 環境教育等促進法に基づく「**体験の機会の場**」や、**国立公園等の体験活動**を通じ、また「**自然共生サイト**」等とも**連携**して、質の高い環境教育が身近に受けられる機会の確保を進める。

■ **若者**に対する、**対話や協働、ネットワークや学びの機会創出**等を通じ、**社会変革への参画の促進**につなげる